

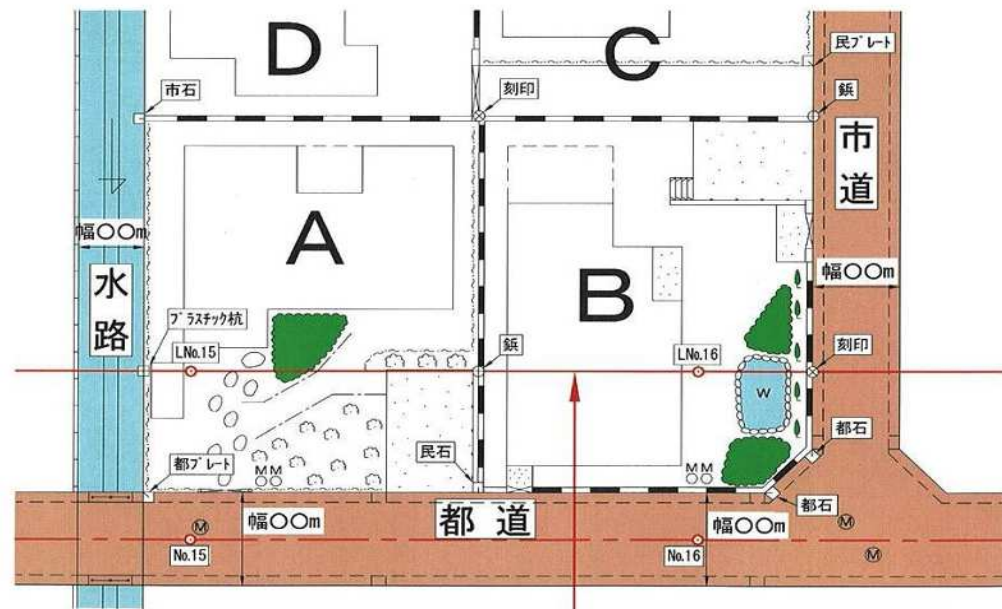
用地測量について

用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得する用地の面積を確定する作業です。

- 公共用地（水路・道路等）との境界立会い
水路、都道、市道と隣接する土地（民有地）との境界は、各々の公共施設管理者と土地所有者との間で立会い、確認いただきます。
- 民有地と民有地との境界立会い
隣接する民有地と民有地との境界は、それぞれの所有者との間で立会い、確認いただきます。境界立会いの結果、境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。

境界立会の日時については、東京都南多摩東部建設事務所より、別途「封書」により通知させていただきます。

なお、測量作業を行なう者は、東京都の腕章を着用し、東京都発行の身分証明書を携帯しております。



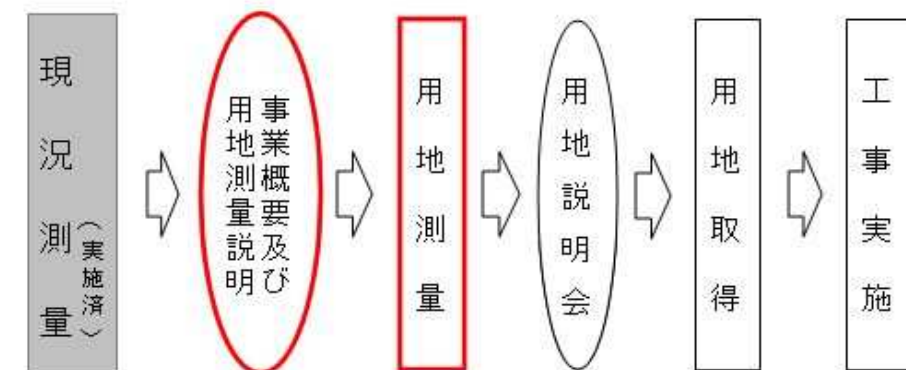
お問い合わせは

東京都南多摩東部建設事務所 工事課
〒194-0021 東京都町田市中町1-31-12

○事業に関すること 道路設計係
電話042-720-8642

○測量に関すること 測量係
電話042-720-8649

多摩都市計画道路3・4・17号坂浜平尾線 事業概要及び用地測量説明資料



平成23年11月

東京都南多摩東部建設事務所

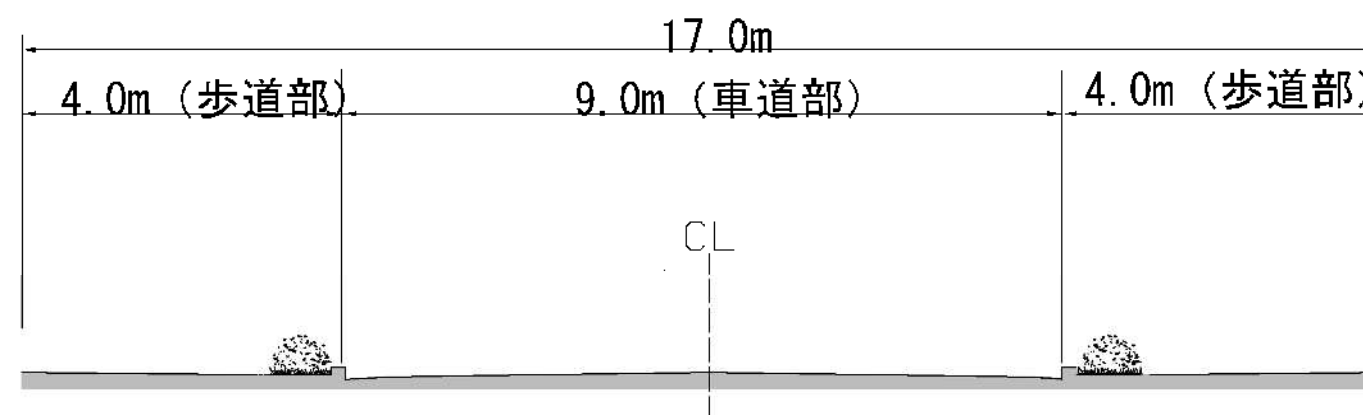
事業概要

- 円滑な道路交通の確保
- 安全で安心な歩行空間の整備
- 防災機能の強化(ライフラインの安定供給の確保)

計画平面図



標準断面図



※ この図面はイメージであり、今後の検討・協議等により変更になる場合があります。